

飯塚市公印規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日


飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第18号

飯塚市公印規則等の一部を改正する規則

(飯塚市公印規則の一部改正)

第1条 飯塚市公印規則(平成18年飯塚市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正後										改正前									
別表(第2条、第3条、第5条、第8条、第11条関係)										別表(第2条、第3条、第5条、第8条、第11条関係)									
種類	番号	名称	使用区分	個数	公印 管理 者	形状	寸法 (mm)	書体	ひな形	種類	番号	名称	使用区分	個数	公印 管理 者	形状	寸法 (mm)	書体	ひな形
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職印	5 ~ 55	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	職印	5 ~ 55	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	56	福祉 事務 所長 職務 代理 者印	子ども未 来部又 は福祉 部で 福祉事 務所長 職務代 理者名 をもつ てする 公文書 用	1	福祉 部次 長	正方 形	21	てん 書			56	福祉 事務 所長 職務 代理 者印	子ども未 来部又 は福祉 部で 福祉事 務所長 職務代 理者名 をもつ てする 公文書 用	1	こども 未来部 長	正方 形	21	てん 書	

57 ~	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	57 ~	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
67										67									

(飯塚市総合計画審議会規則の一部を改正する規則

第2条 飯塚市総合計画審議会規則(平成18年飯塚市規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、総務部 <u>企画政策室企画政策担当</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、総務部 <u>企画政策室</u> において処理する。

(飯塚市職員の通勤手当支給規則の一部改正)

第3条 飯塚市職員の通勤手当支給規則(平成18年飯塚市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 条例第16条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務庁(支所、環境センター及びクリーンセンターその他これらに類するものに勤務する職員については、それらをもって勤務庁とする。以下同じ。)との間を往復することをいう。 2 (略)	(定義) 第2条 条例第16条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務庁(支所、 <u>出張所</u> 、環境センター及びクリーンセンターその他これらに類するものに勤務する職員については、それらをもって勤務庁とする。以下同じ。)との間を往復することをいう。 2 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。